

一般財団法人都城市スポーツ協会 指導者育成費支出要綱

(目的)

第 1 条 都城市におけるスポーツの振興を図るため、各競技の指導者を養成する事業に対して、一般財団法人都城市スポーツ協会が経費の一部を補助する。

(対象となる事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 指導者を新しく養成する講習会、研修会
- (2) 指導者の資質向上に関する講習会、研修会
- (3) 審判員の技術向上に関する講習会、研修会

2 補助の対象となる事業割当ては、一団体一事業とする。

(対象経費及び金額)

第 3 条 補助対象経費は、事業に直接係る経費とし、金額は次のとおりとする。

別	指導者の指導経験	参加者数	金額 (円)
A	未	10 名以上	36,000 円
B	有	25 名以下	18,000 円
C		26～49 名	27,000 円
D		50 名以上	36,000 円

(実施上の留意点)

第 4 条 実施上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 事業は、競技団体主管で行うこと。
- (2) 事業の実施にあたっては、計画書及び予算書を提出すること。
- (3) 事業終了後は、報告書（参加者名簿添付）と決算書を年度末までに提出すること。
- (4) 実施期間は、6 時間程度を原則とする。

附 則

- 1 昭和 59 年 4 月 1 日施行。
- 2 昭和 62 年 4 月 1 日一部改正。
- 3 平成 6 年 4 月 1 日一部改正。
- 4 平成 26 年 7 月 1 日一部改正。
- 5 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（名称変更）